

「溶接ヒューム」が

特定化学物質（第2類物質（管理第2類物質））に追加されます

（令和3年4月1日施行（一部に経過措置が設けられています））

「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになり、ばく露による肺がんのリスクが上昇していることが多数報告され、ばく露量 作用関係も大規模疫学研究等で確認されたことから、今般、特定化学物質（第2類物質（管理第2類物質））に加えられ、溶接ヒュームに係る作業又は業務について、特定化学物質障害予防規則（特化則）が適用されることとなり、作業主任者の選任、空气中的濃度の測定及び有害な業務に現に従事する労働者に対する健康診断の実施の措置等が必要になります。

対象となる作業

- 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（「金属アーク溶接等作業」）が対象となります。

作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、アークを熱源とする溶接、溶断、ガウジングの全てが含まれ、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。自動溶接を行う場合、「金属アーク溶接等作業」には、自動溶接機による溶接中に溶接機のトーチ等に近付く等、溶接ヒュームにばく露するおそれのある作業が含まれ、溶接機のトーチ等から離れた操作盤の作業、溶接作業に付帯する材料の搬入・搬出作業、片付け作業等は含まれません。

新たに必要となる措置

- 作業主任者の選任（令和4年4月1日から施行）

「溶接ヒューム」を製造し、又は取扱う作業では、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任することが必要になります。

令和4年3月31日までに上記の技能講習を受講し、施行日には作業主任者を選任している必要があります。

- 特殊健康診断の実施

金属アーク溶接等作業に係る業務に従事している労働者については、作業の場所が屋内又は屋外にかかわらず、医師による特殊健康診断（雇入れ又は配置替えの際及び6か月以内ごとに1回）の実施が必要になります。また、じん肺法に基づくじん肺健康診断の実施も必要になります。

- 全体換気装置による換気等

金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場は、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置（プッシュプル型換気装置及び局所排気装置が含まれます）が必要になります。

- 空气中的溶接ヒュームの濃度の測定（令和4年4月1日から施行（(1)を除く））

(1) 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場では、次の場合にあらかじめ、労働者の身体に装着する試料採取機器等により空气中的溶接ヒューム濃度を測定することが必要になります。**令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間は、金属アーク溶接等作業を継続して行う作業場については、以下の、に該当しない場合でも、令和4年3月31日までに空气中的溶接ヒュームの濃度を測定する必要があります。**

建築中の建物内部等で工事に付随する金属アーク溶接等作業であって、同じ場所で繰り返し行われたいものは含まれません。

新たな作業方法を採用しようとするとき

作業方法を変更しようとするとき

溶接方法が変更された場合、及び、溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合が含まれます。

- (2) (1)の測定結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置(溶接方法、溶接材料等の変更による溶接ヒュームの発生量の低減、集じん装置による集じん等の措置等)を講じ、効果を確認するため空気中の溶接ヒュームの濃度を測定する必要があります。

測定結果がマンガンとして $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ を下回る場合、同一事業場における類似の金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、測定結果に応じて換気装置の風量の増加等の措置を十分に検討した場合であって、その結果を踏まえた必要な措置をあらかじめ実施しているときに、さらなる改善措置を求める趣旨ではありません。

- (3) (1)(2)の測定を行ったときは、必要事項を記録し、測定に係る金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から起算して3年間保存することが必要になります。

測定は、第一種作業環境測定士、作業環境測定機関等、当該測定について十分な知識及び経験を有する者により実施する必要があります。



■ 呼吸用保護具の使用

- (1) 金属アーク溶接等作業を行う場合、すべての作業場(屋内又は屋外にかかわらず)について、有効な呼吸保護具の使用が必要になります。
- (2) 金属アーク溶接作業を継続して行う屋内作業場では、上記の空気中の溶接ヒュームの濃度の測定結果に応じて有効な呼吸用保護具の使用が必要になります。また、面体を有する呼吸用保護具については、1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認し、その結果を3年間保存することが必要になります。(令和4年4月1日から施行)

■ 床の掃除等

- (1) 屋内作業場の床等を水洗等によって容易に掃除ができる構造のものとする必要があります。
- (2) 水洗等 粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除する必要があります。
超高性能(HEPA)フィルター付きの真空掃除機による清掃が含まれますが、当該真空掃除機を用いる際には、粉じんの再飛散に注意してください。

■ その他

労働安全衛生規則(安衛則)及び特化則の以下の規定が適用されます。

安全衛生教育(雇入れ時・作業内容変更時)(安衛則第35条)/ぼろ等の処理(特化則第12条の2)/不浸透性の床(特化則第21条)/関係者以外の立入禁止措置(特化則第24条)/運搬貯蔵時の容器等の使用等(特化則第25条)/特定化学物質作業主任者の選任(特化則第27条)/休憩室の設置(特化則第37条)/洗浄設備の設置(特化則第38条)/喫煙又は飲食の禁止(特化則第38条の2)/有効な呼吸用保護具の備え付け等(特化則第43条及び第45条)

空気中の溶接ヒュームの濃度の測定方法並びに有効な呼吸用保護具の選定及び使用については、別途、厚生労働大臣告示により定められることが予定されています。



長野労働局労働基準部健康安全課・各労働基準監督署